

政令第三百九十四号

宅地建物取引業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、宅地建物取引業法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第五十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

宅地建物取引業法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十九年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成三十年四月一日とする。